

労働者派遣をしようとするときの明示

(法第 31 条の 2 第 3 項)

需給 花子 様

事業所名) 株式会社〇〇
許可番号) 派 01-300000

次の条件で労働者派遣を行います。

協定対象派遣労働者であるか否か

- 協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終了日: 令和 7 年 3 月 31 日)
 協定対象派遣労働者ではない

賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項

1 基本賃金

- | | |
|---|-----------------------------|
| イ 月給(円)、ロ 日給(円) | 4 賃金締切日()-毎月 10 日、()-毎月 日 |
| <input checked="" type="radio"/> 時間給(1,200 円)、 | 5 賃金支払日()-毎月 25 日、()-毎月 日 |
| ニ 出来高給(基本単価 円、保障給 円) | 6 賃金の支払方法(本人が指定する口座に振込む) |
| ホ その他(円) | |
| ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 | |

2 諸手当の額又は計算方法

- | | |
|----------|----------------------------------|
| イ (通勤手当 | 15,000 円 / 計算方法: 1ヵ月の通勤定期券代を支給) |
| (又は | 4,100 円 / 計算方法: 距離に応じて支給) |
| ロ (家族手当 | 8,000 円 / 計算方法: 扶養家族の人数に応じて支給) |
| ハ (職務手当 | 10,000 円 / 計算方法: 職務遂行能力に応じて支給) |
| ニ (手当 | 円 / 計算方法:) |

3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

- | | |
|------------------|------------------|
| イ 所定時間外、法定超 | 月 60 時間以内(25)% |
| | 月 60 時間超 (50)% |
| | 所定超(-)% |
| ロ 休日 法定休日(35)% | 法定外休日(25)% |
| ハ 深夜 (25)% | |

昇給・賞与・退職手当の有無

- ・昇給 (有(時期、金額等:) , 無)
- ・賞与 有(時期、金額等: 12 月、年間の業績及び人事考課により支給されない可能性あり) , 無)
- ・退職手当 有(時期、金額等: 別途退職給与規定により勤続 3 年目以降に支給) , 無)

12 月、業績等を勘案して支給等

休暇に関する事項

- | | |
|----------|---|
| 1 年次有給休暇 | 6 ヶ月継続勤務した場合 → 10 日 継続勤務 6 ヶ月以内の有給休暇 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無) |
| | 時間単位年休 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無) |
| 2 代替休暇 | (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無) |
| 3 その他の休暇 | 有給 () |
| | 無給 () |

○詳細は、就業規則第〇条～第〇条

※労使協定方式の場合は、協定対象労働者であるか否か(対象である場合は、協定の有効期間の終期)のみの明示が必要です。
就業条件明示書に表題及び協定対象労働者であるか否かを組み込んで明示することもできません。